

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成三十年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月七日奈良県指令中土第五〇―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年四月十一日中土第七〇―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字外山一九番一の一部及び二〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義